

紙類（資源ごみ）の分け方・出し方

収集は月1回



地域の不燃ごみ収集日に同じ集積所で収集します。

再生できる紙

新聞紙

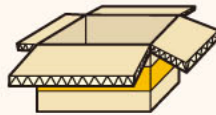


広告チラシも一緒に出せます



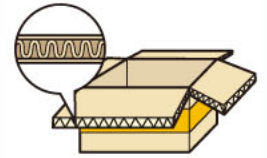
二つ折りまたは四つ折りにして縛ってください

段ボール



テープや金具、配送伝票は取って、持ち運べる大きさに縛ってください

断面が波型のものが対象です（なければ「その他の紙」に出してください）



その他の紙

「新聞紙」、「段ボール」、「再生できない紙」のどれにもあてはまらないもの

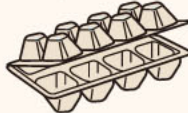
- ◆紙以外の中身は必ず取り除いてください
- ◆持ち運べる大きさに縛ってください
- ◆酒パックなどの注ぎ口（プラスチック部分）は不燃ごみ（プラスチック容器包装類）へ



雑誌・カタログ



封筒



紙製の卵ケース

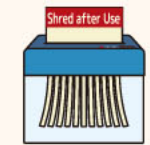


包装紙



飲料用紙パック

※箱は開いて出してください（内側が銀紙の場合は可燃ごみへ）



シュレッダー紙



食品の紙箱

ちょっと！一工夫！

紙袋をごみ箱の横に置いて紙ごみが出たら入れるだけ！



防水加工のない紙袋



散乱ないように縛って出す

出し方のルール 必ず守ってください

- ◆縛るひもは、できるだけ紙ひもをお使いください。
- ◆段ボール箱に入れた状態で出さないでください。
- ◆束ねる際にガムテープ類を使用しないでください。



再生できない紙 ※可燃ごみとして出してください。

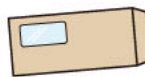
◆防水加工がしてあるもの

例：紙コップ、ビニールコーティングされた紙袋など



◆窓付き封筒

（セロハン部分を除けばその他の紙で排出可）



◆感熱紙

（レシート、FAX用紙）



◆素材が違うもの

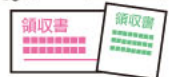
例：銀紙（アルミ）、和紙、ハードカバーの本（カバーの裏地が布製⇒カバー部分を除けばその他の紙で排出可）など



◆紙おむつ類



◆写真、ノンカーボン紙（領収書）



◆合成紙（手で破れない紙）油紙

◆アイロンプリント紙（イラストなどをアイロンで衣類に貼りつけられる紙）



資源物の持ち去りは禁止されています

ごみ集積所に出された資源物の所有権は市に帰属します。

（舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第16条の2）

収集日に集積所から古紙や金属、空缶などの資源物を抜き取り、持ち去る行為は**犯罪**です！

